



## 人権だより

【問合せ先】桂川町人権センター ☎65・1187

### ■第74回 人権週間

昭和23年12月10日に国際連合第3回総会で、全ての人民と全ての国が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は基本的人権尊重の原則を定め、初めて人権保障の目標・基準を国際的にうたったものです。法務省の人権擁護機関では12月4日から12月10日までを人権週間と定めて、全国的に人権啓発活動を行っています。

現在、インターネット上での誹謗中傷が大きな問題となっています。たとえ顔は見えなくても、インターネットの向こう側にいる人を想像して、ルールやモラルを守って正しく利用するように心がけることが大切です。また、いじめや虐待、外国人や障がいのある人に対する偏見や差別など様々な人権問題が存在しています。

これらの問題を解決して、差別のない社会を実現するためには、一人一人が人権尊重の重要性を改めて思い返し、他人の人権に配慮した行動をとることが大切ではないでしょうか。

桂川町では、人権週間に併せて、役場1階ロビーで人権啓発パネル展を計画しています。この機会に人権について改めて考えてみてください。

